

佐賀県告示第百五十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十四年五月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限
大島病院	三養基郡みやき町大字白壁四二八七	平成二十四年五月八日から平成二十七年五月七日まで
松岡病院	鳥栖市西新町一四二二	平成二十四年五月三〇日から平成二十七年五月二十九日まで